

はじめに

保育園の子どもたちの健康や安全に対しては、最近関係者のみならず、社会一般の関心が俄かに高まってきております。

平成21年8月には、厚生労働省から「保育所における感染症対策ガイドライン」が刊行されました。それに対しては、広く活用するため、さらに判りやすく解説した「保育園における感染症の手引き」も作られ、好評のうちに保育現場で広く用いられ、また保育園関係者に対する研修会も行われております。

この度、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が作られ、感染症と同様「保育園におけるアレルギー対応の手引き」も出来ました。感染症にしろアレルギーにしろ、これまで保育園では学校保健安全法に準じた対応がとられてきましたが、学童に比し低年齢で免疫力などの弱い乳幼児については、独自の考え方、対応の仕方が求められるのは当然であり、保育関係者にとっては独自の「ガイドライン」や「手引き」は長い間の夢でありました。感染症については日本保育園保健協議会の役員などが中心で調査研究班を組織し、その経験と知識を結集して、基になる報告書を提出しました。アレルギーについては協議会の役員だけではカバーできないので、外部の専門家にもお願いして研究班を組織し報告書をまとめました。この度それをベースにしてガイドラインが作られ、手引きも出来、長年の夢が実現することになったのは誠に喜ばしいことで、作成に協力頂いた方々へ深甚の感謝をささげる次第です。

子どものアレルギー疾患は多様であり、また成長に伴って変容もみられ、さらには食物アレルギーなどでみられるアナフィラキシーショックなど、いのちに関わるものもあり、それらの対応も単純でない面が多々ありますが、この手引きが現場で広く活用され、子どもたちの健康が守られるとともに、医師や看護職など専門家による地域における支援体制が構築、強化される契機となり、保育園が子どもたちにとって、より安全、より安心な生活の場となることを衷心より念願しております。

2011年3月吉日

鴨下重彦

はじめに

目次 1
 地域の医療機関の先生方へ 2

第1章

保育園におけるアレルギー疾患 3

1 保育園でのアレルギー疾患の現状から 3

- 1 保育園でのアレルギー疾患の現状
- 2 保育園でのアレルギー疾患の課題と解決策

2 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の活用 6

第2章

アレルギー疾患の基礎知識 8

1 保育園におけるアレルギー疾患の理解 8

- 1 共通認識をもって対応する
- 2 組織的に対応する
- 3 地域の専門的な支援・連携のもとで安全に対応する

2 アレルギー疾患の基礎知識 9

- 1 アレルギー疾患とは
- 2 食物アレルギーとは

3 嘱託医(園医)の役割と連携 11

第3章

食物アレルギーへの対応および配慮 12

1 保育園での取組みの基本 12

- 1 保育園児の特徴及び留意事項
- 2 食物アレルギー児対応の考え方
- 3 食物アレルギー生活管理指導表

2 保育の中での実際 15

- 1 入園健康診断・面接でのアレルギー症状の有無の把握
- 2 食物アレルギーと診断されている場合の対応
- 3 除去食提供の献立表の確認
- 4 除去食の追加及び変更
- 5 除去食の継続について
- 6 除去食の解除の手順

調理室での対応や留意点	17
1 調理室での取組み	17
1 アレルギー食対応の基本的な考え方	
2 アレルギー食対応の範囲を確認	
3 配膳時の確認事項	
4 個人別献立表の作成	
2 配膳から片づけまでの流れ	19
1 配膳から片づけまでの注意	
3 アレルギー対応食の準備から配膳までの流れ	20
4 食品の安全確認等	21
* 加工食品のアレルギー表示について	
* 保育園給食でよく使われるアレルゲン食品と代替食品	
その他 Q & A	22
各種参考様式	24

地域の医療機関の先生方へ

保育園の子どもたちの健康および安全を守るためのガイドラインが、感染症対策につづき、アレルギー対応ガイドラインとして発表されました。全国の保育園におけるアレルギー疾患の現状を良く理解していただき、またご当地の状況をしっかり地域として捉え、このガイドラインを尊重した対策を検討していただきたいと思います。

このガイドラインは保育園におけるアレルギー疾患対応としては、初めてのものであり、全国の保育園ではそれぞれ様々な対応が試みられており、今回全国標準を示したものです。

従って、すでにこの水準を超えた実績のある地域も当然あるものと思われま。そのような地域ではもう一度、このガイドラインと照らし合わせて検討していただき、特に今回提示されました「生活管理指導表」に関しましては、統一書式として採用していただきたいと思いま。その結果、不都合や問題点がでるようでしたら、日本保育園保健協議会事務局までお知らせください。

なお当然、地域特性や園独自の管理法などもあると考えられますが、それらが少なくともその地域で、妥当な対応と認められるものでなければなりません。

これからの保育園におけるアレルギー対応は、ここに示されたガイドラインを基に各園での対応を検討し、関係機関や専門家などが集まり、地域としての対応を検討したうえでスタートさせんと、医療機関や保育現場で混乱が生じるものと予測されます。保育園の園内だけでなく地域としての共通認識が重要になります。